

# ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会規約

## (目的)

第1条 この会は、全国知的障害児者生活サポート協会に所属し、知的障害児者及び自閉症児者(以下、「障害者」という)とその保護者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。障害者の福祉の充実を目指し、その費用負担の軽減をはかることを目的とする。

## (名称)

第2条 この会を「ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会」通称、「ゆいまーるサポート協会」(以下、本会と称する)と称する。

## (事務所)

第3条 本会の事務局は沖縄県沖縄市知花6丁目36番2号(楓葉館内)に置く。

## (事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行なう。

- (1) 障害者の日常生活に関わる相談・支援及び福利厚生事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談・支援事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる相談・事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

## (本会の構成と入会および退会の手続)

第5条 本会は沖縄県内に在住する障害者の家族または法定後見人等それに準ずる者(以下、会員という)をもって構成する。

- 2 家族、法定後見人がいない施設利用者等については施設長等がその行為を代行することができる。
- 3 会員が県外に転出したときなど、会員資格を失ったときは、当該年度末をもって退会扱いとする。なお、転出地に同様の組織がないなどの理由により、当該会員から次年度以降についても継続加入の申し出があったときは、理事会の承認をもって会員とすることができる。
- 4 本会に加入を希望する者は、所定の加入申込書を各支部より本会に提出し、理事長の承認を得るものとする。
- 5 本会を退会するものは、理事長に所定の退会届を提出するものとする。

## (組織)

第6条 本会に次の組織をおく

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 支部

2 支部は会員が利用する施設におく

## (役員)

第7条 本会に次の役員をおく

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 5名以上10名以内とする。(理事長、事務局長含む)
- (3) 評議員 10名以上とする。(理事長、事務局長含む)
- (4) 監事 2名

## (役員を選任)

第8条 理事は会員の所属する施設等又は、本人の意思の代行者から推薦を得て評議員会で選出する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 評議員は、支部から選出し理事会の同意を得る。
- 4 監事は評議員会において選出する。
- 5 理事、監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、理事会より附せられた事項を承認する。
- 5 監事は、会務の執行を監査する。

(顧問及び参与)

第10条 この会は理事会の決議により、顧問および参与を置くことができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。

(職員)

第12条 本会の事務を円滑に処理するために、事務局長以下職員若干名をおくことができる。

- 2 職員の任免は理事長が行い、組織及び運営に関し必要事項は、理事会の同意を得て理事長が別に定める。

(会議の種類)

第13条 会議は理事会及び評議員会とする。

(理事会)

第14条 理事会はこの規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) この規約に基づく規程などの制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項
- (5) 解散に関する事項

- 2 理事会は必要に応じて、理事長が招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 4 理事会の理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。但し、やむを得ない理由のため理事会に出席できない時は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。この場合理事会に出席したものとみなす。

(評議員会)

第15条 評議員会は次の事項を承認する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) この規約に基づく規程などの制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

- 2 評議員会は、毎年度1回以上理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、そのつど評議員から選出する。
- 4 評議員会は評議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。但し、やむを得ない理由のため評議員会に出席できない時は、あらかじめ通知された事項について書面をもって承認する。

(会議の議決)

第16条 会議の議事は、この規約に規程するもののほか、出席理事又は評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第17条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(支部及び支部長)

第18条 会員の所属する施設をもって本会の支部とする。各支部は所定の登録申請書をもって支部登録を行うものとする。

- 2 支部には支部長を置き選任後1ヶ月以内に理事長に報告する。変更交代もこれに準ずる。
- 3 支部長は支部登録をした施設における代表者(施設長)とする。

(会計)

第19条 本会の資産は、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な銀行/郵便局に預け入れ保管しなければならない。

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は、会費又は資産から生ずる収入及びその他の収入をもって支弁する。

(予算)

第21条 本会の予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議を得て評議員会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第23条 この規約は理事会及び評議員会において、理事及び評議員のそれぞれの2分の1以上の同意を得なければ変更することはできない。

(運営状況の報告)

第24条 本会の運営状況については、原則として毎年1回報告書を作成し公表する。

(解散及び残余財産の処分)

第25条 本会の解散及び残余財産の処分については、理事会で決定し評議員会において4分の3以上の同意により成立するものとする。

(旅費)

第26条 本会の会議や委員会等に出席した役員および委員等に旅費を支給する。また、会務のため出張した役員・委員・支部長等についても同等とする。

- 2 旅費の支給は本会の別記「旅費規程」による。

(手当)

第27条 本会の監事については、10,000円の手当を支給する。

- 2 本会の理事長については、30,000円、事務局長については、20,000円の手当を支給する

附則

- 1 この規約は平成18年2月1日から施行し、平成18年4月1日より適用する。
- 2 第10条1項にかかわらず、この互助会の設立当初の役員及び評議員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 設立当初の役員が決定するまでは、設立準備委員がその役務を代行する。

附則(平成21年4月15日一部改正)

- 1 この規約は公布の日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則(平成22年4月1日一部改正)

- 1 この規約は平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附則(平成23年4月1日一部改正)

- 1 この規約は平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附則(平成25年6月19日一部改正)

- 1 この規約は平成25年6月19日から施行し、平成25年6月19日より適用する。

附則(平成28年4月1日一部改正)

- 1 この規約は平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則(平成29年6月13日一部改正)

- 1 この規約は平成29年6月13日から施行し、平成29年6月13日より適用する。

# ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会別記(各種規定)

当会の別記による各種規定は以下のとおりとする

## I 旅費規程

- 1 旅費区分は交通費、日当、宿泊費とし、旅費は順路に従って支給する。
- 2 日当は1日00000円とする。

## II 生活サポート総合補償制度に関する規定

- 1 当会の会員は、入会と同時に当会が所属する全国知的障害児者生活サポート協会が契約する生活サポート総合補償制度(保険)に加入する。
- 2 会員が扶養する障害者がケガや入院をした場合、あるいは第三者に損害を与えたことにより損害賠償請求を受けたときなど、生活サポート総合補償制度の約款に従って、所定の給付を受けることができる。
- 3 生活サポート総合補償制度に対する請求は会員が支部を経由し、当会を経由して行うものとする。